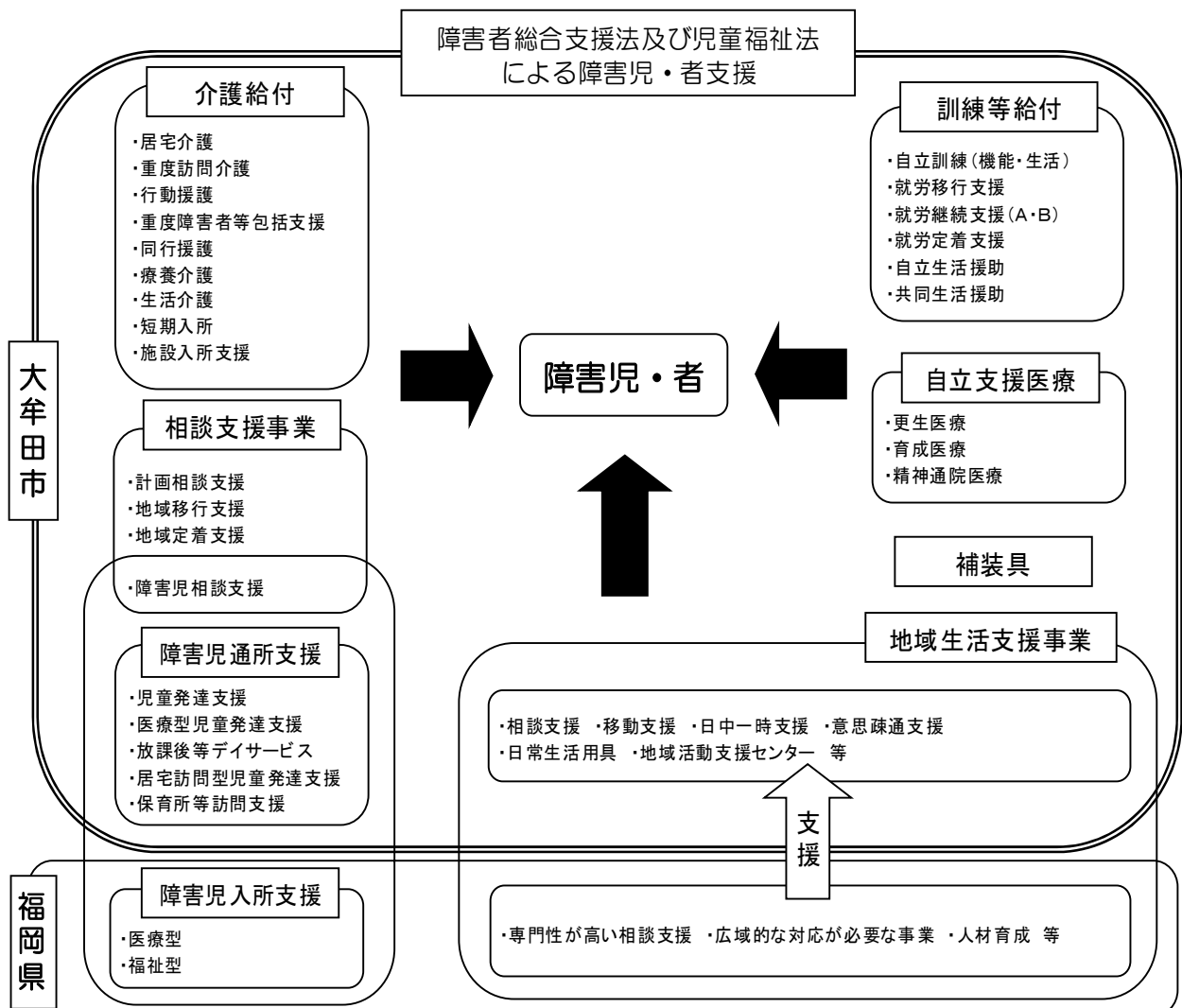


7 障害者総合支援法及び児童福祉法による 障害児・者の福祉サービス

1 障害者総合支援法及び児童福祉法による障害児・者への支援について

「障害者総合支援法」により、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実をはじめ障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための施策が実施されます。また、障害児のサービスについては、児童福祉法を基本とし身近な地域での支援ができるようになっていきます。

更には、平成25年4月1日から難病の方が障害福祉サービス等を利用できるようになりました。対象疾病については段階的に拡大され、令和6年4月1からは369疾病が対象となっています。サービスを利用できる方は、これまで症状の変動などにより身体障害者手帳を取得できなかった方で、次ページの「対象疾病一覧」に記載のある疾病の方です。



《 対象疾病一覧 》（令和6年4月から障害者総合支援法の対象となる369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病） △表記が変更された疾病（5疾病） ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名		
1	アイカルディ症候群	75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	149	脂肪萎縮症		
2	アイザックス症候群	76	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	150	若年性特発性関節炎		
3	IgA腎症	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	151	若年性肺気腫		
4	IgG4関連疾患	78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	152	シャルコー・マリー・トゥース病		
5	亜急性硬化性全脳炎	79	筋萎縮性側索硬化症	153	重症筋無力症		
6	アジソン病	80	筋型糖原病	154	修正大血管転位症		
7	アッシュャー症候群	81	筋ジストロフィー	155	ジュベール症候群関連疾患		
8	アトピー性脊髄炎	82	クッシング病	156	シュワルツ・ヤンベル症候群		
9	アペール症候群	83	クリオピリン関連周期熱症候群	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症		
10	アミロイドーシス	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	158	神経細胞移動異常症		
11	アラジール症候群	85	クルーゾン症候群	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症		
12	アルポート症候群	86	グルコーストランスポーター1欠損症	160	神経線維腫症		
13	アレキサンダー病	87	グルタル酸血症1型	161	神経有棘赤血球症		
14	アンジェルマン症候群	88	グルタル酸血症2型	162	進行性核上性麻痺		
15	アントレー・ピクスラー症候群	89	クロウ・深瀬症候群	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症		
16	イソ吉草酸血症	90	クローン病	164	進行性骨化性線維異形成症		
17	一次性ネフローゼ症候群	91	クロンカイト・カナダ症候群	165	進行性多巣性白質脳症		
18	一次性腹性増殖性糸球体腎炎	92	痙攣重積型(二相性)急性脳症	166	進行性白質脳症		
19	1p36欠失症候群	93	結節性硬化症	167	進行性ミオクローヌステんかん		
20	遺伝性自己炎症疾患	94	結節性多発動脈炎	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症		
21	遺伝性ジストニア	95	血栓性血小板減少性紫斑病	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症		
22	遺伝性周期性四肢麻痺	96	限局性皮質異形成	170	スタージ・ウェーバー症候群		
23	遺伝性膝炎	97	原発性局所多汗症	○	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群	
24	遺伝性鉄芽球性貧血	98	原発性硬化性胆管炎	○	172	スミス・マギニス症候群	
25	ウィーバー症候群	99	原発性高脂血症	○	173	スモン	
26	ウィリアムズ症候群	100	原発性側索硬化症	○	174	脆弱X症候群	
27	ウィルソン病	101	原発性胆汁性胆管炎	○	175	脆弱X症候群関連疾患	
28	ウエスト症候群	102	原発性免疫不全症候群	○	176	成人発症スチル病	
29	ウェルナー症候群	103	顕微鏡の大腸炎	○	177	成長ホルモン分泌亢進症	
30	ウォルフラム症候群	104	顕微鏡的多発血管炎	○	178	脊髄空洞症	
31	ウルリッヒ病	105	高IgD症候群	○	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	
32	HTRA1関連脳小血管病	△	106	好酸球性消化管疾患	○	180	脊髄髄膜瘤
33	HTLV-1関連脊髄症	△	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	○	181	脊髄性筋萎縮症
34	ATR-X症候群	△	108	好酸球性副鼻腔炎	○	182	セピアテリン還元酵素(SR)欠損症
35	ADH分泌異常症	△	109	抗糸球体基底膜腎炎	○	183	前眼部形成異常
36	エーラス・ダンロス症候群	△	110	後縦靭帯骨化症	○	184	全身性エリテマトーデス
37	エプスタイン症候群	△	111	甲状腺ホルモン不応症	○	185	全身性強皮症
38	エプスタイン病	△	112	拘束型心筋症	○	186	先天異常症候群
39	エマヌエル症候群	△	113	高チロシン血症1型	○	187	先天性横隔膜ヘルニア
40	MECP2重複症候群	※	114	高チロシン血症2型	○	188	先天性核上性球麻痺
41	遠位型ミオパチー	○	115	高チロシン血症3型	○	189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
42	円錐角膜	○	116	後天性赤芽球癆	○	190	先天性魚鱗癬
43	黄色靭帯骨化症	○	117	広範脊柱管狭窄症	○	191	先天性筋無力症候群
44	黄斑ジストロフィー	○	118	膠様滴状角膜ジストロフィー	○	192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
45	大田原症候群	○	119	抗リン脂質抗体症候群	○	193	先天性三尖弁狭窄症
46	オクシタル・ホーン症候群	○	120	コケイン症候群	○	194	先天性腎性尿崩症
47	オスラー病	○	121	コストロ症候群	○	195	先天性赤血球形成異常性貧血
48	カーニー複合	○	122	骨形成不全症	○	196	先天性僧帽弁狭窄症
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	○	123	骨髄異形成症候群	○	197	先天性大脳白質形成不全症
50	潰瘍性大腸炎	○	124	骨髄線維症	○	198	先天性肺静脈狭窄症
51	下垂体前葉機能低下症	○	125	ゴナドトロピン分泌亢進症	○	199	先天性風疹症候群
52	家族性地中海熱	○	126	5p欠失症候群	○	200	先天性副腎低形成症
53	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	○	127	コフィン・シリス症候群	○	201	先天性副腎皮質酵素欠損症
54	家族性良性慢性天疱瘡	○	128	コフィン・ローリー症候群	○	202	先天性ミオパチー
55	カナバン病	○	129	混合性結合組織病	○	203	先天性無痛無汗症
56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	○	130	鰓耳腎症候群	○	204	先天性葉酸吸収不全
57	歌舞伎症候群	○	131	再生不良性貧血	○	205	前頭側頭葉変性症
58	ガラクトース-1-リン酸ウルリッヒトランスフェラーゼ欠損症	○	132	サイトメガロウイルス角膜炎	○	206	眼毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)
59	カルニチン回路異常症	○	133	再発性多発軟骨炎	○	207	早期ミオクローニ脳症
60	加齢黄斑変性	○	134	左心低形成症候群	○	208	総動脈幹遺残症
61	肝型糖原病	○	135	サルコイドーシス	○	209	総排泄腔遺残
62	間質性膀胱炎(ハンナ型)	○	136	三尖弁閉鎖症	○	210	総排泄腔外反症
63	環状20番染色体症候群	○	137	三頭酵素欠損症	○	211	ソトス症候群
64	関節リウマチ	○	138	CFC症候群	○	212	ダイアモンド・ブラックファン貧血
65	完全大血管転位症	○	139	シェーグレン症候群	○	213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
66	眼皮膚白皮症	○	140	色素性乾皮症	○	214	大脳皮質基底核変性症
67	偽性副甲状腺機能低下症	○	141	自己貪食空胞性ミオパチー	○	215	大理石骨病
68	ギャロウェイ・モフト症候群	○	142	自己免疫性肝炎	○	216	ダウン症候群
69	急性壊死性脳症	○	143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	○	217	高安動脈炎
70	急性網膜壊死	○	144	自己免疫性溶血性貧血	○	218	多系統萎縮症
71	球脊髄性筋萎縮症	○	145	四肢形成不全	○	219	タナトフォリック骨異形成症
72	急速進行性糸球体腎炎	○	146	システロール血症	○	220	多発血管炎性肉芽腫症
73	強直性脊椎炎	○	147	シトリン欠損症	○	221	多発性硬化症/視神経脊髄炎
74	巨細胞性動脈炎	○	148	紫斑病性腎炎	○	222	多発性軟骨性外骨腫症

※旧対象疾病番号159(神経フェリチン症)は対象疾病番号264(脳内鉄沈着神経変性症)に統合。

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
223	多発性嚢胞腎	272	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
224	多脾症候群	273	肺胞低換気症候群	322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
225	タンジール病	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群	323	発作性夜間ヘモグロビン尿症
226	単心室症	275	バッド・キアリ症候群	324	ホモシスチン尿症
227	弾性線維性仮性黄色腫	276	ハンチントン病	325	ポルフィリン症
228	短腸症候群 ○	277	汎発性特発性骨増殖症 ○	326	マリネスコ・シェーグレン症候群
229	胆道閉鎖症	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群 △
230	遅発性内リンパ水腫	279	非ケトーシス型高グリシ血症	328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー
231	チャージ症候群	280	肥厚性皮膚骨膜炎	329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	330	慢性再発性多発性骨髄炎
233	中毒性表皮壊死症	282	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	331	慢性膵炎 ○
234	腸管神経節細胞減少症	283	肥大型心筋症	332	慢性特発性偽性腸閉塞症
235	TSH分泌亢進症	284	左肺動脈右肺動脈起始症	333	ミオクロニー欠伸てんかん
236	TNF受容体関連周期性症候群	285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
237	低ホスファターゼ症	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	335	ミトコンドリア病
238	天疱瘡	287	ピッカースタッフ脳幹脳炎	336	無虹彩症
239	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	288	非典型性溶血性尿毒症症候群	337	無脾症候群
240	特発性拡張型心筋症	289	非特異性多発性小腸潰瘍症	338	無βリポタンパク血症
241	特発性間質性肺炎	290	皮膚筋炎/多発性筋炎	339	メーブルシロップ尿症
242	特発性基底核石灰化症	291	びまん性汎細気管支炎 ○	340	メチルグルタコン酸尿症
243	特発性血小板減少性紫斑病	292	肥満低換気症候群 ○	341	メチルマロン酸血症
244	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	293	表皮水疱症	342	メビウス症候群
245	特発性後天性全身性無汗症	294	ヒルシュブルグ病(全結腸型又は小腸型)	343	メンケス病
246	特発性大腿骨頭壊死症	295	VATER症候群	344	網膜色素変性症
247	特発性多中心性キャッスルマン病	296	ファイファー症候群	345	もやもや病
248	特発性門脈圧亢進症	297	ファロー四徴症	346	モワット・ウイルソン症候群
249	特発性両側性感音難聴	298	ファンコニ貧血	347	薬剤性過敏症候群 ○
250	突発性難聴 ○	299	封入体筋炎	348	ヤング・シンブロン症候群
251	ドラベ症候群	300	フェニルケトン尿症	349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
252	中條・西村症候群	301	フォンタン術後症候群 ○	350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
253	那須・ハコラ病	302	複合カルボキシラーゼ欠損症	351	4p欠失症候群
254	軟骨無形成症	303	副甲状腺機能低下症	352	ライソゾーム病
255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	304	副腎白質ジストロフィー	353	ラスマッセン脳炎
256	22q11.2欠失症候群	305	副腎皮質刺激ホルモン不応症	354	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
257	乳幼児肝巨大血管腫	306	プラウ症候群	355	ランドウ・クレフナー症候群
258	尿素サイクル異常症	307	プラダー・ウィリ症候群	356	リジン尿性蛋白不耐症
259	ヌーナン症候群	308	プリオン病	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
260	ネイルパテラ症候群(爪髄蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	309	プロピオン酸血症	358	両大血管右室起始症
261	ネフロン癆	310	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	359	リンパ管腫症/ゴーハム病
262	脳クレアチン欠乏症候群	311	閉塞性細気管支炎	360	リンパ管筋腫症
263	脳腫黄色腫症	312	β-ケトチオラーゼ欠損症	361	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
264	脳内鉄沈着神経変性症(※) △	313	ベーチェット病	362	ルビンシュタイン・ティビ症候群
265	脳表ヘモジデリン沈着症	314	ベスレムミオパチー	363	レーベル遺伝性視神経症
266	膿疱性乾癬	315	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
267	嚢胞性線維症	316	ヘモクロマトーシス ○	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
268	パーキンソン病	317	ペリオン病 △	366	レット症候群
269	パージャー病	318	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	367	レノックス・ガストー症候群
270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	319	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	368	ロスムンド・トムソン症候群
271	肺動脈性肺高血圧症	320	片側巨脳症	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症

2 サービスの利用手続きに必要なもの

① 申請書(福祉課障害福祉担当にあります)

② 障害者として確認できる書類等

・身体障害者手帳、療育手帳、障がい者更生相談所等の判定書など

※精神障害の場合は精神障害者保健福祉手帳、精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類(年金証書等)、自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)、医師の診断書(精神障害者であることが確認できる内容であること)

※発達障害の場合は医師の診断書(発達障害者であることが確認できる内容であること)

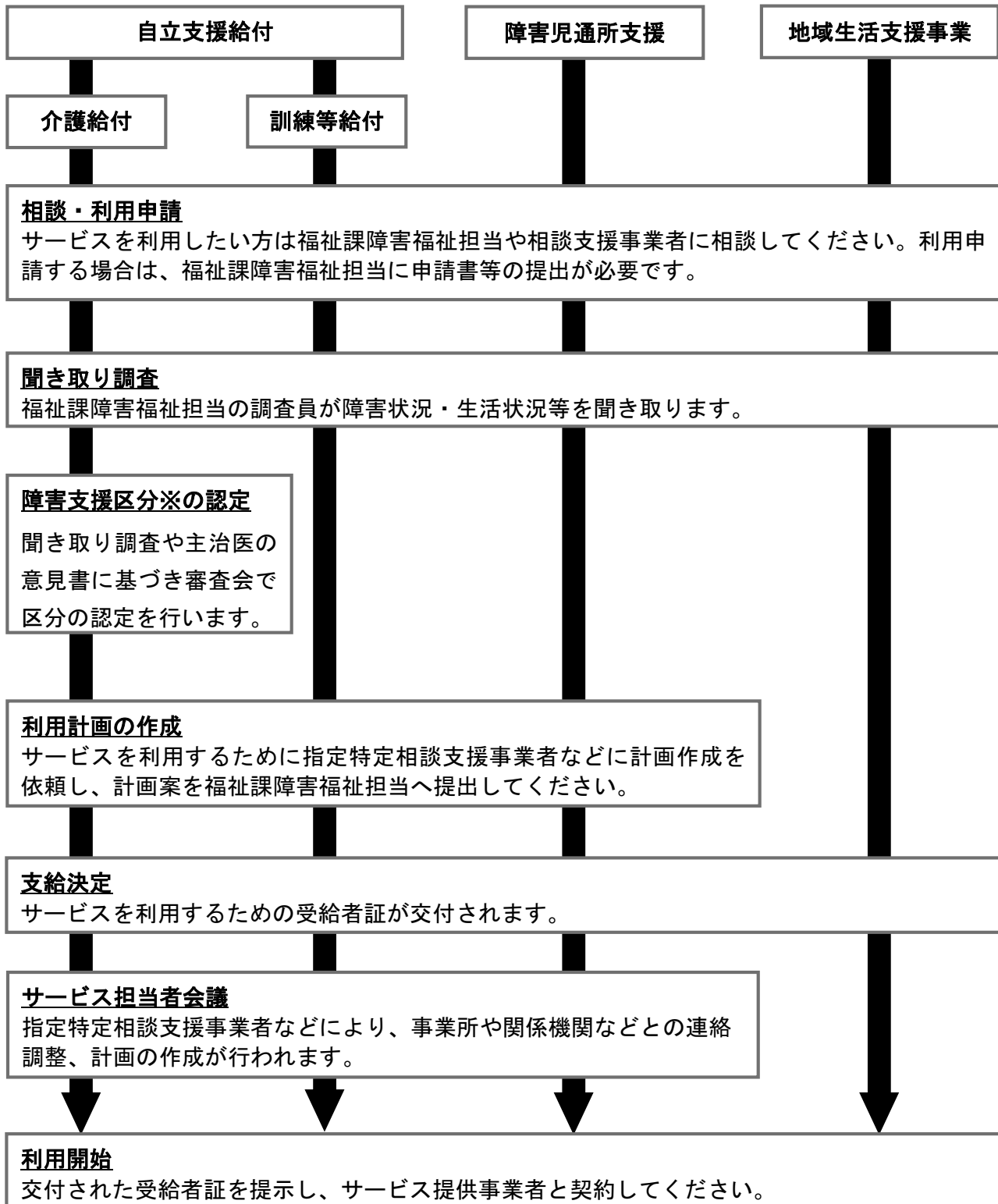
※難病の方(上記対象疾病一覧に該当される方)は、特定疾患医療受給者証又は医師の診断書(対象疾病一覧に該当することが確認できる内容のもの)等

③ 本人の印鑑(認印で可)

④ マイナンバーカード(通知カードの場合は住民票の記載事項と一致しているもの)

⑤ 委任状(本人や同居家族以外の方が手続きする場合)

3 サービス利用手続きのおおまかな流れ



※障害支援区分とは・・・

介護給付のサービスを利用するには、「障害支援区分」の認定が必要です。「障害支援区分」は、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。区分は1～6までの段階に分けられ、1が最も軽度、6が最重度となります。

4 利用者負担額

(1) 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担について

市民税課税世帯の方がサービスを利用する場合は、費用の1割を支払います。ただし、所得区分に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

◆ 負担上限月額（療養介護医療を除く）

所得区分	所得の状況	負担割合	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	利用したサービスの1割	0円
低所得	市民税非課税世帯		
一般1	市民税所得割額が16万円未満の障害者の世帯（入所施設、グループホームの利用者を除く）		9,300円
	市民税所得割額が28万円未満の障害児の世帯		4,600円
	市民税所得割額が28万円未満で、20歳未満の施設入所者		9,300円
一般2	市民税課税世帯で、一般1のいずれにも該当しない方 ※市民税課税世帯で入所施設（20歳以上）、グループホームを利用する場合は、一般2になります。	37,200円	

【就学前の障害児通所支援に係る利用者負担軽減措置について】

令和元年10月1日より、「幼児教育及び保育の無償化」が実施されたことに伴い、3歳から5歳までの児童発達支援等の利用者負担が無料になります。

障害児通所支援を利用している児童の保護者と同一世帯に属する2人以上の乳幼児（未就学児）が、幼稚園や障害児通所支援を利用する場合等に利用者負担額が軽減される場合があります。詳細は福祉課障害福祉担当（41-2663）にお問合せください。

◆ 所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳は除く）	障害のある人（本人）とその配偶者
18歳未満の障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳（住民票）上の世帯

(2) 地域生活支援事業の利用者負担について

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービスについては、下記のとおり自己負担があります。（負担上限月額は設けていません。）

世帯状況	負担割合	負担額の減免
生活保護受給世帯	利用したサービスの1割	全額免除
市民税非課税世帯		0.5割免除
市民税課税世帯		

5 高額障害福祉サービス等給付費等の支給(サービス利用料の償還)

(1) 制度の内容

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いるなど、世帯における利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合に申請すると、「高額障害福祉サービス等給付費」、「高額障害児入所給付費」又は「高額障害児通所給付費」として払い戻されます。

◆ 世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳は除く)	障害のある人(本人)とその配偶者
18歳未満の障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳(住民票)上の世帯

◆ 合算の対象となるサービス利用料

以下のサービス等の利用にかかる利用者負担額が対象となります。

①障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額

(例) 居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労継続支援など

②介護保険の利用者負担額

※ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限りません。

(例) 訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

③補装具費の利用者負担額

※ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限りません。

④児童福祉法に基づく「障害児支援(入所・通所)」のサービスの利用者負担額

(例) 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)、障害児入所支援など

(2) 支給される償還額

世帯の利用者負担額の合計額と算定基準額との差額が支給されます。

◆ 算定基準額 37,200円

※障害児における下記の場合の算定基準額は、同一支給決定保護者の認定されたそれぞれの利用者負担上限額のうち高い方となります。

- ・1人の障害児が障害福祉サービスと障害児通所支援又は障害児入所支援を併用している場合
- ・同一世帯の障害児の兄弟が、障害福祉サービス又は障害児通所支援又は障害児入所支援をそれぞれ利用している場合

(3) 手続きについて

福祉課障害福祉担当の窓口下記のものを持参し、申請してください。
申請内容に不備がない場合は、概ね1か月後に指定された口座へ振り込みます。

①印鑑（認印で可）	振込先が同じ場合は、世帯に一つで構いません。
②預貯金通帳	受給者又は合算対象の世帯のもの。
③領収書	利用しているサービスすべての領収書。提出がないものは合算対象になりません。利用者負担（1割負担分）と食費や活動費等のサービスの対象にならない実費負担分の内訳がわかるものをご提出ください。
④受給者証	障害福祉サービスの受給者証、障害児通所給付費・入所給付費の受給者証。受給しているサービスすべてのものがが必要です。
⑤補装具費支給決定通知書	補装具費の支給を受けている場合に必要です。
⑥高額介護サービス費 支給決定通知書	介護保険サービスを利用して、高額介護サービス費の支給を受けている場合のみ必要です。
⑦マイナンバーカード	通知カードの場合は住民票の記載事項と一致しているもの。

◎高額障害福祉サービス等給付費等の新制度（65歳以上の介護保険利用者）

平成30年4月から以下の条件に該当する方は、申請すると介護保険の自己負担額（該当サービスのみ）について「高額障害福祉サービス等給付費」として払い戻されます。

- ・ 65歳に達する前5年間にわたり介護保険サービスに相当する障害福祉サービス（居宅介護、生活介護等）の支給決定を受けていた者
- ・ 65歳に達する日までに介護保険法による保険給付を受けていない者
- ・ 65歳に達する日の前日に障害支援区分2以上であった者
- ・ 市町村民税非課税者又は生活保護世帯の者
- ・ 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない者

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

6 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービスの内容

《 障害福祉サービス 》

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事等の支援を行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは行動上著しい困難を有する精神障害者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行い、また、医療機関への入院時も一定の支援を行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援護を行います。	
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設等において、短期間入所し、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
生活介護	障害者支援施設等において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
宿泊型自立訓練	障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する相談、支援等を行います。	
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は雇用契約等に基づくなど、一般企業に近い働き方となります。	
就労定着支援	就労移行支援等を経て一般就労へ移行した人に、相談を通じて、生活面での課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて支援を行います。	
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。	
共同生活援助(グループホーム)	地域で生活できる少数の共同生活を行う住居において、夜間や休日に日常生活の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	

《 地域生活支援事業 》

相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流等の促進等の便宜を図ります。
日中一時支援事業	障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他必要な支援を行います。
社会参加支援事業等	障害者の社会参加を支援するために、点字・声の広報等発行事業、自動車運転免許取得助成事業、生活訓練事業、スポーツ教室・大会、点訳、朗読、手話奉仕員養成事業などを行います。

《 障害児通所支援 》

児童発達支援	児童福祉施設等へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対し、日帰りで、治療を行うと共に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にあり外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	専門職が障害児のいる保育所等の施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。

《 相談支援事業 》

地域移行支援	障害者支援施設や医療機関に入所・入院する人が、地域で生活できるように、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の際の同行、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
計画相談支援	サービスを利用する際に、サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整及びモニタリング等を行います。
障害児相談支援	サービスを利用する際に、障害児支援利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整及びモニタリング等を行います。

65歳以上の方へ（障害福祉サービスと介護保険の関係）

障害福祉サービス受給者の方が65歳になられると、利用できるサービスが介護保険サービス優先に変わります。このため、新たに介護保険の認定申請が必要になります。40～64歳の下記特定疾病一覧にある疾病が原因で介護や支援が必要となられた方も同様です。

障害者総合支援法と介護保険法とは制度が異なるため、サービスの算定方法や内容等も変わる場合があります。

障害福祉サービスと介護保険サービスと同じ内容のサービスについては、介護保険が優先されますが、就労に関するサービスなど介護保険サービスにない障害福祉サービスについては利用できるものもあります。

《特定疾病一覧》

	疾病名	含まれる疾病
1	がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込がない状態に至ったと判断したものに限る。)	
2	関節リウマチ	
3	筋委縮性側索硬化症	
4	後縦靭帯骨化症	
5	骨折を伴う骨粗鬆症	
6	初老期における認知症	アルツハイマー病、脳血管性認知症、レビー小体認知症等
7	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	パーキンソン病関連疾患
8	脊髄小脳変性症	
9	脊柱管狭窄症	
10	早老症	ウェルナー症候群等
11	多系統萎縮症	
12	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症	
13	脳血管疾患	脳出血、脳梗塞等
14	閉塞性動脈硬化症	
15	慢性閉塞性肺疾患	肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎
16	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症	

介護保険の適用除外施設

65歳以上の方は介護保険の第1号被保険者、40～64歳で医療保険に加入されている方は第2号被保険者となります。ただし、「介護保険適用除外施設」に入所・入院している方は、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされています。

「介護保険適用除外施設」に入所・入院する場合や施設から退所・退院する場合は、介護保険の被保険者資格の取得・喪失を伴うため、届出が必要になります。

介護保険サービスについてのお問合せは
 福祉課介護保険担当へ TEL 41-2683 FAX 41-2662
 障害福祉サービスについてのお問合せは
 福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664